

岐阜県公報

目次

公 示

岐阜県都市計画公聴会の開催

(都市政策課)

ページ
一

号外(一) 平成二十二年二月五日

公 示

岐阜県都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、恵那都市計画区域マスタープラン(整備、開発及び保全の方針)に関する都市計画の変更について、岐阜県都市計画公聴会を開催するので、岐阜県都市計画公聴会規則(昭和四十五年岐阜県規則第五十九号)第三条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 日時及び場所

区都市計画 域	日 時	場 所	関 係 市
恵 那	平成二十二年三月一日 (月)午後六時から	恵那市長島町正家一 丁目一番地一 恵那市役所会議棟 大会議室	恵 那 市

二 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案の概要
別記一のとおり

三 都市計画の案の閲覧場所及び閲覧期間

1 閲覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課において閲覧に供するほか、恵那市建設部都市整備課において閲覧に供する。

2 閲覧期間

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日)
(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十二年二月五日

平成二十二年二月五日(金)から同年二月十九日(金)まで(土、日曜日及び祝日を除く。)の午前九時から午後五時まで

四 公述の申出方法

1 公聴会において意見を述べようとする者は、平成二十二年二月十九日(金)までに千五八五七 岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県都市建築部都市政策課へ公述申出書を一部提出すること。なお、郵送により提出する場合は、期限までに必着のこと。

2 公述申出書の提出は、持参又は郵送によるものとし、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認めない。

3 公述の内容は、都市計画の範囲とする。

4 公述人の数は十名以内とする。公述の申出が十名を超える場合は、公述を申し出た者のうち意見の趣旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公聴会において意見を述べる者を選定の上、公聴会前日までに本人に通知する。

五 公聴会に関する問い合わせ先

岐阜県都市建築部都市政策課(電話〇五八二七二一一一 内線三七五五)又は恵那市建設部都市整備課

六 その他

公述申出書の提出期限までに公述の申出がない場合には、公聴会を開催しない。公聴会を開催しない場合には、その旨を県ホームページに掲載する。

公述人の陳述の要旨は県ホームページに掲載する。

別記一

一 都市計画の目標

本区域固有の資源を活用し、魅力的で住みよい、活力ある都市づくりを図るため、都市づくりのテーマを「水と緑のまち恵那」と設定し、人々が豊かで潤いのある生活を実感できる快適都市を目指す。

これに基づく都市づくりの理念を「恵まれた自然環境の活用とそれを後世に伝えるまちの創造」、「地域資源を活用して豊かさを感じるまちの創造」及び「住む人が誇りに思い、訪れることが楽しめるまちの創造」とし、この実現に向けた都市づくりの目標を次のとおり示す。

1 自然共生都市の形成

2 豊かさをはぐくむ都市の形成

3 恵那らしさを活かした文化・交流拠点の形成

二 地域ごとの市街地像(まちづくりのイメージ) 本区域を次のとおり区分し、地域ごとに目指すべきまちづくりのイメージを示す。

地域区分	おおむねの位置	目指すべきまちづくりのイメージ
中央部地域(大井町、長島町、東野)	本区域中央から東部にかけてのJ R恵那駅を核とする中心市街地及びその周辺	中心市街地地区と自然レクリエーション空間の充実
西部地域(三郷町、武並町)	本区域中央から西南部のJ R武並駅周辺の区域	西部新拠点交流地区の形成
北部地域(笠置町、中野方町、飯地町)	里山や棚田等の自然的風景が広がる本区域北部の地域	北部里山交流地区の形成

三 区域区分(市街化区域と市街化調整区域)の決定の有無

本区域では、次の理由により区域区分を定めない。

1 本区域内の人口は、今後安定的に推移していくことが想定される中で、土地区画整理事業等による整備が行われたことによるまちなか居住や、(都)一般国道一九号線等幹線道路沿いに商業地の立地が行われるなど土地需要の見通しがあるものの、周辺の自然環境や営農環境等との調和への配慮がされ、農林漁業に関する土地利用との調整を図った上で用途地域の見直しや拡大について検討を行うことから、無秩序な市街地拡大の可能性は低いこと。

2 市街地周辺では、既に開発行為により良好な住宅地が形成されており、人口の動向から住宅供給が逼迫する状況ではなく、市街地内外に残されている緑地などが大きく土地利用転換されることは想定しがたいこと。

3 市街地内に残されている緑地も土地利用転換される可能性は低く、水と緑に包まれた良好な環境は、現行制度のままでも維持されること。

四 主要な都市計画の決定の方針

1 土地利用に関する方針

(一) 住居系

(1) 現行市街地内の低層住居専用地域に指定されている地区を低層住宅地区として位置付け、道路等基盤整備を進めるとともに、斜面緑地の保全により自然と共生する低層低密度な住宅地の形成を図る。

- (2) 現行市街地内で、J R恵那駅南部の中心商業地周辺などに形成されている住宅地を一般住宅地区として位置付け、住宅以外の用途の立地も許容しつつ、低層住宅を主体とした低密度でゆとりある住宅地の形成を図るとともに、基盤整備がなされた地区においては、中高層住宅の立地や幹線道路沿道等の複合的な土地利用に配慮する。
 - (3) 市街地外の(国)二五七号沿い(都)一般国道一九号線以南)において進みつつある開発動向を踏まえ、新たに用途地域の指定を検討する。
 - (4) 現行市街地周辺で、都市的土地利用が進行している地域については、良好な居住環境の保全や創出のため、道路、下水道等の整備を進め、適切な土地利用を図る。
- (二) 商業系
- (1) J R恵那駅周辺の商業地区は、旧来の商業地であり商業機能が停滞傾向にあることから、市街地総合再生計画などに基づき街路整備、再開発等の手法を導入して、恵那市の玄関口にふさわしい整備を進め、中心商業核として商業業務施設の集積を図る。
 - (2) (都)恵那駅前線、(都)一般国道一九号線、(都)羽根平学頭線など幹線道路沿道において、自動車利用者及び周辺居住者へ利便を供するため、沿道型商業施設を誘導する沿道商業地区を配置する。
 - (3) 市役所周辺には官公庁施設等が集積されており、各種行政施設が中心の業務地区を配置し、市民への行政サービスや市民の文化活動、交流機能などの充実を図る。
- (三) 工業系
- (1) 工場等が集積している中央自動車道恵那インターチェンジ周辺地区、阿木川沿い、雀子ヶ根地区などに配置し、基盤整備とともに工業機能の拡充を図る。
 - (2) 恵那テクノパークは東濃圏域における拠点工業地であり、周辺自然環境との調和を図りつつ操業環境の維持増進を図る。また、南へ工業用地を確保し、企業の誘致を行う。
- 四 緑地等
- (1) 市街地の内外に残されている斜面緑地については、都市の防災機能に加え都市の環境資源及び景観要素として維持・保全を図る。
 - (2) 市街地周辺に広がる優良農地については、環境保全及び都市防災に寄与する

- とともに、本区域の特性となる田園風景を形成する資源として維持・保全を図る。
- (3) 土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定により、安全な地域への誘導を行い、新たな土砂災害危険箇所をつくらないために、無秩序な宅地開発等を抑制するとともに、農地、保安林、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域等に位置する市街地においては、住宅建設や造成などの抑制に努める。また、必要な開発等を行う場合には、流出の抑制に努める。
 - (4) 本区域の土地利用の七割を占める山林及び木曾川、阿木川等の河川といった自然の骨格を維持・保全するとともに、市街地内及びその周辺に残る斜面緑地及び農地の保全により、緑豊かな自然環境を保全する。
- その他
- (1) 市街地外では、日照等良好な相隣関係が維持されるよう建築物の形態規制の強化を図る。
- 2 都市施設の整備に関する方針
- (一) 交通施設
- (1) 恵那インターチェンジやJ R恵那駅など交通拠点からの流動及び本区域内の拠点地区間の円滑な交通処理のため、国道、県道等で形成される骨格道路網の整備を促進し、交通ネットワークの強化を図る。また、中心市街地北東部への発展に伴い、北東部市街地へのアクセスルート及び北部地域への交通便利性の向上を図るため、南北街道踏切の改良を進める。
 - (2) 良好な居住環境の形成や商業業務活動の円滑化、都市景観の形成、防災性の強化などを図るため、都市計画道路網の整備を促進する。ただし、長年にわたって整備が進捗しない路線等については、廃止も含めた見直しを行う。
 - (3) 鉄道及びバスは通勤・通学・通院等の重要な交通手段であり、利便性の向上に向けた公共交通ネットワークの充実を図る。
- (二) 下水道及び河川
- (1) 居住環境の向上や公共水域の環境保全を図るため、市街地を中心に公共下水道の整備を推進する。
 - (2) 市街地外で自然環境や生活環境を保全する必要がある地区では、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽の導入により、地区の実情に応じた整備を進める。

- (3) 本区域の河川整備は、地形特性から治山と切り離せないため、治山治水を進め、保水機能の維持、遊水機能の保持を図り、洪水による災害を防止するため、自然景観や生息生物に配慮しつつ整備を促進する。
 - (4) 市街地を流れる河川は市民の憩いの空間でもあり、親水公園の整備等により、市民が楽しめる空間として整備を進める。
- 3 市街地開発事業に関する方針
- (一) 本区域の主要な市街地は、中山道の宿場町を母胎にした旧市街地及びその周辺に拡大した市街地、さらに現行市街地周辺において開発された様々な住宅団地群によって形成されているため、それぞれの実情に応じた市街地整備を行う。
 - (二) 旧市街地の周辺に拡大した市街地においては、市役所周辺（正家第一地区）で土地区画整理事業がなされ、続いて大崎地区の土地区画整理事業を行い、中心市街地における基盤整備を図る。さらに、その隣接区域の土地利用も含めて、中心市街地と都市の活力や魅力を高めるための拠点を、公共交通や幹線道路のネットワークで連携させる集約型都市構造の形成を目指す。
- 4 自然的環境の整備又は保全に関する方針
- (一) 本区域北部と南部の山系及び中央部を流れる木曾川は、本区域のみならず、広域における重要な緑地であり、その自然資源の維持保全を図るとともに、自然環境との調和に配慮しつつ観光・レクリエーション空間として活用する。
 - (二) 山林と農地が織りなす田園空間は、貴重な動植物の生息・生育地であるとともに、美しい郷土景観であり保全する。
 - (三) 市街地及びその周辺では、市民のレクリエーションや防災等に資する公園・緑地の整備が重要であり、既存の都市公園を拡充していくほか、新たな都市公園を確保、整備する。
- 五 「四 主要な都市計画の決定の方針」に基づき、主な土地利用、都市施設及び市街地開発事業のおおむねの位置を示す図面は、総括図のとおりとする。

別記二

公述申出書

平成22年2月5日付けで岐阜県公報に登録された恵那都市計画区域マスタープランの都市計画決定案（素案）について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

公述申出人

住 所

(ふりがな)

氏 名

TEL

印

意見の要旨及びその理由

- (注) 1 用紙はA4判の大きさとしてください。
 2 意見の要旨とその理由を区分して記載してください。